

静岡県告示第834号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、合理的配慮理解促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年12月 1 日

静岡県知事 川 勝 平 太

合理的配慮理解促進事業費補助金交付要綱

第 1 趣旨

知事は、障害者への合理的な配慮の提供の促進を図るため、合理的配慮理解促進事業を実施する団体及び事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第 2 定義

- (1) この要綱において「合理的配慮理解促進事業」とは、静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成29年静岡県条例第17号）第2条第5号に規定する合理的な配慮の理解を促進する事業をいう。
- (2) この要綱において「事業者」とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7号に規定する事業者をいう。

第 3 補助の対象及び補助額

別表に掲げるとおりとする。

第 4 交付の申請

- (1) 提出書類 各 1 部
 - ア 交付申請書（様式第 1 号）
 - イ 補助金所要額調書（様式第 2 号）
 - ウ 事業計画書（様式第 3 号）
 - エ 収支予算書（様式第 4 号）
 - オ 資金状況調べ（様式第 5 号）
 - カ 団体等概要（様式第 6 号）
 - キ その他参考となる資料
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第 5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（別表に掲げる補助対象経費の額の20パーセント以内の増減を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第7号）
- イ 補助金変更所要額調書（様式第2号）
- ウ 変更事業計画書（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第4号）
- オ その他参考となる資料

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第8号）
- イ 補助金収支精算書（様式第2号）
- ウ 事業実績書（様式第3号）
- エ 収支決算書（様式第4号）
- オ その他参考となる資料

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第9号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して30日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第9号）

イ 資金状況調べ（様式第5号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第10号による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年3月26日告示第279号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のそれぞれの告示（第2号、第3号、第7号、第8号、第10号、第16号から第19号まで、第25号、第26号、第46号、第48号、第51号、第59号から第64号まで及び第67号から第69号までに掲げる告示を除く）の規定および様式は、令和3年度分の補助金等から適用する。

3 この告示の施行は際限に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されたものとみなす。

4 この告示の施行の際限に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当面の間、調整して使用することができる。

附 則（令和 7 年 4 月 22 日告示第 335 号）

この告示は、公示の日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表

事業の区分	事業の内容	補助対象経費	補助基準額	補助額
講演会開催事業	合理的な配慮の理解の促進に関する講演会の開催に関する取組	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金並びに備品購入費	200 千円	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額以内とし、補助基準額を限度とする。
研修会開催事業	合理的な配慮の理解の促進に関する研修会の開催に関する取組			
その他事業	上記以外の合理的な配慮の理解の促進に関する取組であって、講演会又は研修会の開催と同程度の効果があると知事が認めるもの			

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

合理的配慮理解促進事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年度において合理的配慮理解促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円
(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円
(2) 理由
(3) 時期

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

(注) 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第 2 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

補助金所要額調書（補助金変更所要額調書、補助金収支精算書）

事業の 区分	補助対象経 費の実支出 （予定）額 A	寄附金その 他 の 収 入 （予定）額 B	差引額 （A－B） C	補助所要額 D	補助交付決 定額 E	補助受入済 額 F	差引過不足 額 （D－F） G
	円	円	円	円	円	円	円
合 計							

（注）

- 1 事業の区分欄には、別表の事業の区分を記入すること。
- 2 D欄には、C欄に掲げる金額と補助基準額のいずれか低い額を記入すること。
- 3 補助金所要額調書の場合は、E、F及びG欄は斜線を引くこと。
- 4 補助金変更所要額調書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第3号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

事業名		
事業内容等	目的	
	期待される効果	
	内容	
事業実施方法等	実施体制	
	実施期間	
	その他	

2 事業完了（予定）年月日

年 月 日

(注)

- 1 事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）は、事業主体が定めた事業ごとに作成すること。
- 2 事業名欄には、事業主体が定めた事業名を記入すること。
- 3 変更事業計画書の場合は、事業内容等欄及び事業実施方法等欄には、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第 4 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

事業の区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

事業の区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

3 支出明細

事業の区分	経費	金額	積算の基礎
		円	
計			

(注)

- 1 事業の区分欄には、事業主体が定めた事業名を記入すること。
- 2 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第 5 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

資金状況調べ

区分 月別	収入				支出				差引 残高
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

（注） 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第 6 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

団体等概要

名 称			
所 在 地 (電話番号)			
代 表 者 氏 名			
活 動 目 的			
発 足 年 月 日	年 月 日		
前年度予算額	円	会員等数	人・団体（ 年 月 日現在）
活 動 概 要 (主たる事業)			

様式第 7 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

合理的配慮理解促進事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた合理的配慮理解促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

（注） 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第 8 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた合理的配慮理解促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注） 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第 9 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた合理的配慮理解促進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第10号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた合理的配慮理解促進事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1	補助金の確定額	金	円
	(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)		
2	補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4	補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）	金	円

(注) 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名